別記様式第２号（第３条関係）

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
（申請書の作成日を記載）

茨城県公安委員会殿

<table>
<tr><td rowspan="5">申請人</td><td>住　　所</td><td colspan="6">水戸市水戸町１丁目１番１号　水戸アパート１号室</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="6">いばらき　たろう
茨　城　　太　郎　　（押印は必要ありません。）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="6">昭和　●●年　●●　月　●●　日</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6">０９０－××××－××××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">火薬類</td><td>種　　類</td><td colspan="2">実　　包</td><td>空　　包</td><td>銃用雷管</td><td>無煙火薬</td><td>黒色猟用火薬</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2">１２番</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>数　　量</td><td colspan="2">３００個</td><td>個</td><td>個</td><td>グラム</td><td>グラム</td></tr>
<tr><td colspan="2">銃の種類及び適合実包（空包）</td><td>種　　類</td><td colspan="2">散弾銃</td><td>適合実包（空包）</td><td colspan="2">１２番</td></tr>
<tr><td colspan="2">現に保有している火薬類の数量</td><td colspan="6">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可証等の番号</td><td colspan="6">☐銃の所持許可証
☐技能検定通知書
☑教習資格認定証　　第〇〇〇〇〇〇〇〇号
☐練習資格認定証
☐銃の登録証
（警察署担当者から電話で通知する「教習資格認定証番号」を記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">譲受目的</td><td colspan="6">射撃教習を受けるため</td></tr>
<tr><td colspan="2">譲受期間</td><td colspan="6">令和００年００月００日から令和００年００月００日まで（申請日から教習資格認定の有効期間を記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">貯蔵又は保管する場所</td><td colspan="6">その都度消費のため貯蔵又は保管なし　※　保管庫がある場合は、その設置場所
（射撃教習を受けるために譲受けた実包は、射撃教習以外の用途に使用できません。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消費計画</td><td colspan="6">※火薬類の消費（購入）計画について、別紙を作成すること。</td></tr>
</table>

射撃教習では、散弾銃は「１２番」３００発。
ライフル銃は、受講する射撃場に確認して下さい。

備考　１　実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあってはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

2　現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称（銃用雷管、無煙火薬及び黒色猟用火薬を除く。）及び数量を記載すること。
3　許可証等の番号欄には該当する許可証等の□内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
4　譲受期間は、１年を超えないこと。
5　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。
6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。